

神奈川県知事
松沢 成文 様

平成 20 年 1 月 7 日
「本気で臨海部の未来を考える会」
「川崎南高を活かそう会」
代表 高橋徹夫
川崎市川崎区鋼管通り 4-14-18
Tel 044-344-6520 Fax 044-344-3936

「旧神奈川県立川崎南高校解体工事」に関する緊急の要望

新年あけましておめでとうございます。

旧年に変わらず、新しい年の県政に関わる貴職のお尽力を心からお願い申し上げます。

さて、取り急ぎ緊急の「要望書」を差し上げます。

昨年来から問題になっている「旧県立川崎南高校の解体」に関し、県が進めようとしている「解体工事」の重要部分であるアスベスト除去工事を請け負う解体業者が、昨年 12 月 26 日埼玉地検より「脱税」によって起訴されたことはすでにご承知のことと存じます。

つきましては、このような重大事態に臨み、以下のような点から「要望書」を差し上げるものです。ご検討いただき、誠意ある回答をいただけますようお願い申し上げます。

1 納得のゆく旧県立川崎南高校の「解体理由」を説明してください

これまで、神奈川県は旧県立川崎南高校の解体理由を「土壌汚染」「防犯防災」「川崎市のまちづくりへの協力」「神奈川県・川崎市ともが不要なので」などと、時と場合によって理由を変えたり加えたりしてきました。しかし、昨年 6 月の県議会において解体費の予算案を可決させた理由であったのは、川崎市の議会の付帯決議で、「早急に土壌汚染を処理する」でありましたが、8 月にいたり、松沢県知事水から「土壌汚染は人体に影響ない」と言明されており、解体理由に「土壌汚染」を挙げる理由は県自ら否定しています。

私たちは、すでに「早急に」解体する理由はまったくなくなっただと考えており、今強引に解体に踏み切ることは、住民の不信を高めるだけです。

昨年 7 月 9 日「土壌調査結果及び解体理由」に関しても「説明会」が持たれましたが、出席した住民の納得がゆく説明でなかったために、「延長説明会」が約束されたにもかかわらず、その約束は破棄されたままです。

少なくとも解体前に解体理由の説明を行ってください。「何が何でも解体ありき」で苦し紛れに理由を後付けし、再利用を希望する大勢の住民の意志に反して強引に壊すことは納得がいきません。「税金の無駄遣い」以外何ものでもありません。

2 危険なアスベストの除去工事はやめてください

神奈川県は、「人体に影響がない」はずの「土壌汚染」については広範囲の町内会長に説明し、不安をあおり、危険性をアピールしそれを解体理由にしました。しかし、解体工事における危険なアスベスト除去工事については、きわめて少数の町内会長宛に「説明会」のお知らせをしたのみです。その「説明会」では、ただ「安全であることをアピール」することだけでした。



この「説明会」での県と業者による説明に関し、私たちは、土壌に関する専門家、アスベスト被害に関する専門家にコメントを求めました。それによると、土壌汚染に関しては、特に学校の下からでた濃度は微量であり、地下水への影響なし、かつ川崎区では飲用の利用はゼロであることから、人体への摂取経路はなく、残るのは表層に露出しているグラウンドの部分である。専門家によると、土壌は除却する時に飛散し危険かつ搬出先で処理する方法がないことなどから、現地に封じ込めるなどの方策が最良であるとしています。

また、アスベストに関しては、除却工事を行うことは、あえて危険なアスベストを飛散させるだけなので、無理に除却せず封じ込め、固定化させることにより、再利用したい住民が沢山いるならば、使っていくことが自然であることも「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」からのコメントをいただきました。

アスベスト除却工事の説明会には、誰一人としてアスベストの専門家は出席しておらず、住民側が出したアスベスト除却に関する8つの要望（昨年12月22日の「説明会」）に関しては、一つもその場で答えられず、「文書で回答する」「工事は粛々と進める」と言明したまま中座してしまいました。

私たちがこの「説明会」の中で行った、「それほど安全だというなら、住民側の用意する専門家に事前調査させてもいいではないか」という重要な問いかけに、答えることができなかったのです。特に事前調査が不備であると解体する労働者はもちろん旧県立川崎南高校の周辺に住む住民に深刻なアスベスト飛散及び曝露事故を生じる可能性があることから、納得いく回答を求めたものでした。

そうした中、平成19年12月26日、川崎南高のアスベスト除去業者として決定されており、「説明会」で説明もしていた解体業者の「野城」が「脱税行為」により埼玉地検によって起訴されました。私たちは「南高校活かそう会」の有志は、アスベスト除去工事が危険だとして「仮処分」を横浜地裁に申し立てておりますが、「安ければよい」とする入札方法は不当な処理方法や不法投棄を誘発させるので、その危険性かつ違法性を申し立てていたことが明白に証明されたことになります。公共工事である旧県立川崎南高校の解体工事に脱税行為を行うような業者を使うなど、とうてい許されることではありません。

さらに、この問題は、アスベスト除去業者を選定し直せば済むことでなく、不当な入札方法を抜本的に改善しなければその再発は防ぐことはできません。

私たちは、旧県立川崎南高校の再利用を要望している住民有志によって作られている「会」ですが、仮に、県が解体工事を行うことを容認したとしても、納得がゆく安全性が確保できない解体工事は早急に中止し、住民と協議することを通じ、住民が十分に納得のゆくアスベストの撤去工事に関する協定書を締結することを望んでいます。

3 すぐにでも暫定利用をさせてください

「土壌汚染」、「川崎市のまちづくり計画への協力」など、神奈川県が挙げている解体理由にはどれも早急性はないことが判明しています。また、売却は早くても平成21年度であることも知らされており、このまま放置しておくこと自体が無駄遣いであり、再利用できるものを壊すのはもったいありません。即刻再利用を望む私たちの手で暫定利用をさせてください。そこで誰も使う者がいなければ、はじめて川崎市は必要ないということですので、それから解体の検討を始めればよいのではないのでしょうか。

4 県民のためのまちづくりの視点に立ち返ってください

神奈川県は「川崎市のまちづくりに協力する」ために、校舎を壊すと言っておりますが、川崎市は、「急いで行わねばならない計画はありません」と言い、「解体まで頼んだ覚えはない」とも明言しております。もし、跡地に川崎市の都市計画案のように商業業務施設が将来立地した場合には、現在でも公害が全国2位で喘息患者が全国のほぼ3倍となっている地域へ持ち込む自動車の排気ガスは、さら

なる深刻な健康被害を生じることにつながるの避けられません。

小売り商業は平成 17 年度で川崎区のみで売り上げが 400 億円も落ち込み、このような地域で公共施設や住宅を禁止してまで、だぶついて過当競争になっている商業施設を持ち込むことは、自治体の業務内容ではありません。

是非、このような不当で違憲性（憲法 25 条「健康で文化的な生活」の保障）のある「まちづくり計画」を県が制止しするような指導・助言をされ、川崎南高を県が残すことにより、川崎市の間違いを正し、未来の子供たちに今の素晴らしい緑と校舎を残し、素晴らしい事例を作っていただきたいと思っています。

以上、4 点にわたる要望について、貴職の基本的な見解および処置についてのご回答を、来る 1 月 11 日までにいただきたく、お願い申し上げます。

敬具